

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 平成28年12月30日（金）  
9時57分開会 11時16分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 鈴木孝寿・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・木村好孝  
原 紀夫・口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和  
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員  
(1) 町長からの申し出事項について  
町長：高薄 渡、副町長：金田正樹、総務課長：小笠原清隆  
保健課長：細野博昭、農林課長：池守輝人、農林課参事：小林進  
商工観光課長：高金信昭、建設課長：菅野靖洋、水道課長：堀秀徳
- 6 議 件  
(1) 町長からの申し出事項について  
・鳥インフルエンザの状況について  
・災害査定後の状況について  
・寄附金・見舞金等の状況について  
・町長の表明について  
  
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：皆さんおはようございます。暮れの忙しい時に出席いただきありがとうございます。ただいまから全員協議会を開催する。さっそく議件に入る。最初に町長から挨拶をお願いします。

高薄町長：年末の忙しい中、全員協議会を開催していただき誠にありがとうございます。さまざまな案件を予定していたが、災害査定が最終的には12月22日に終了し、補正予算が年明け中旬ごろになるという状況。本来であればもう少し早く臨時会を開催したかったが、ご心配をいただいている議員の皆さんにそれぞれの状況の中間報告をする場を設定していただきたいということで議長にお願いをしたところ。

鳥インフルエンザについては、年明けの1月20日前後を目途に、それぞれ元に戻るわけではないが、流通を含めた中で展開できるような状況になるのではとされている。各振興局管内から道職員の大半が来ていただき、さらには、十勝管内の各市町村職員の懸命な努力、地元の建設業界の方々の多大なご尽力を賜った。ご承知のことと思うが、本来であれば発生農場の所有地にて処理するのが順当であるが、元々泥炭地帯であり、加えて台風災害の水が抜け切れない状況もあるということで清掃センターの敷地となった。あらゆるところを探したが、町有地の中で試験をしたところ清掃センターの敷地しかなくそちらのほうに埋却することになった。しかし、道路や橋が寸断されているというところで、かなり遠くに回って大変ご迷惑をおかけしたことをお詫びする次第である。十勝総合振興局長とも一昨日お話をし、皆さんに大変ご尽力を賜ったこと、ご迷惑をおかけしたことをお話いただいたので全員協議会の場で報告をさせていただく次第である。本日はよろしくお祈りする。

#### 議件1 町長からの申し出事項について

##### ・鳥インフルエンザの状況について

加来議長：1項目目の鳥インフルエンザの状況について執行側から説明をお願いします。

池守農林課長：全員協議会説明資料の1ページに「鳥インフルエンザ対策中です」というチラシを掲載している。このチラシは、12月24日の作業終了の翌日に印刷し12月25日の夕刊から随時新聞折込によって町民の皆さんに周知をした文書である。この資料のとおり、12月24日に農場清掃・消毒作業・埋却作業が完了。埋却作業完了後から今後のスケジュールが始まる。まずは10日後の1月4日に確認検査を行い、確認検査の結果が約1週間程度かかる。これで陰性という結果が出ると、3キロメートルから10キロメートル圏内の方については搬出制限が解除される。その後、同じく12月24日を基準に3週間後、何もなければであるが、1月15日頃になると思うが、3キロメートル圏内の異動制限が解除となる。発生農場についてはさらに時間がかかり、糞尿がまだ残っていることがあり、10日後の1月24日に糞尿のウイルス分離を行う。その検査結果が出るのが5日程度かかる。陽性であればさらに糞尿については切り返し等を行い発酵させる。その結果陰性であれば2週間の消毒を行いながら、3週間かけて様子を確認する。3週間後におとりの鶏を1つの鶏舎に対して30羽ずつ入れて、2週間飼う。その結果、2週間後にその鶏に問題がなければそこで開放という形になる。それは2月28日頃になるが、そこで鶏の検査を行う。その検査結果が出るのが1週間程度かかるので3月6日か7日の頃に鶏を再導入できるというスケジュールになっている。

被害を受けた方に対する支援策については北海道から示されている。殺処分された鶏に対する手当については手当と特別手当というものがある。これによって殺

処分された鶏についてはすべて補償されることになる。それから、死体の搬出、汚染物の埋却にかかった経費については、国と道で全体の2分の1を補填する。残りの2分の1については発生農場が負担することになるが、これについても養鶏の互助会から1羽当たり80円の補填金が出ることになっている。これでほとんどの金額がそこで補填されるので発生農場の負担がなくなる。異動制限を受けた農場については、異動制限による売上の減少、飼料の保管料などがあると思うが、そういったものを国と道で全額負担するという形になっている。発生農場については、3月まで何もできず雇用労働者もたくさんいるので運転資金が大変困るが、こちらは融資制度しかない。融資制度については、農林漁業セーフティネット資金や家畜疾病経営維持資金などの資金がある。スーパーL資金という日本政策金融公庫の資金も使える状況。これで今現在の状況の報告とさせていただきます。

加来議長：ただいま担当課長から説明があった。この件について質疑・意見等があれば受けたい。

原議員：発生農場や制限を受けたところの国や道の支援策について説明を受けた。説明されたことについては、町が振興局任せではなく、被害者のところを訪ねて説明しているのかどうかお尋ねする。

池守農林課長：このことについては、家畜保健衛生所と振興局のほうでそれぞれ説明していると聞いている。発生農場については12月28日にこちらのほうに来ていただいて説明をしている。

原議員：今回の鳥インフルエンザの対応に関わって、半径10キロメートル以内のところがあるが、こちらの方に町単独で状況の話聞くことを含めて、全く見舞いに伺っていないと聞いているがどうか。

池守農林課長：そのとおり。町として単独では説明には行っていない。

原議員：異動制限を受けているところの国と道の補償についての話を聞いたが、例えば卵を1個100円で売っているところが現にあるがその分も補償されるのか。

池守農林課長：その辺の経緯は分からないが、国の評価額をもって精算されると思う。

原議員：被害を受けた農場が何とかしてほしいと町に来ているかどうかはわからないが、町としては先に見舞いを兼ねて挨拶をして当然しかるべきだと思っていた。何らかの見舞いなりは当然配慮すべきと思っているがどうか。

池守農林課長：申し訳なく思う。切羽詰まってそこまで気持ちがいかなかったのが正直なところ。決して手を抜いていない。年明けに、町として何ができるのか検討したいと思う。

北村議員：資料によると、国道・道道での車両（タイヤ）消毒は十勝総合振興局で引き続き実施すると書いてあるが、実際には物は置いてあるだけで車が素通りしているという状況だと思う。10キロ以内は出荷停止にしておいて、そういう車は出入りできるのはどういうことなのか。振興局ができなければ、町や業者にお願いをするなどの対応は行っているのか。いつまでやるのかもよくわからないが、その辺も伺いたい。

池守農林課長：消毒の関係については、資料のとおり発生の翌日から10箇所消毒を行っている。物が置いてあるだけではないかという意見もあるが、冬ということもあり、すべての車のタイヤを消毒することになっている。消毒は最初にマットを敷いてそこに消毒液をかけていたが、逆に危険であるということで、今は、不凍液にビルコンという酸性の消毒剤を溶かしたものを直接道路にまいている。消毒ポイントのところは1時間に2回まき、タイヤを消毒しようとするものである。いつまでかということについては、約3週間後の1月15日ごろまでまくという形になる。誰もいないように見えるがそこに業者がまいているという状況。それから、今日から、御影の風車の跡地のところと、西十勝農業センターあたりに動力噴霧器を使って、鶏舎に立ち入るだろう車の全体を消毒することを加えている。消毒についてはすべて振興局でやっている。町は場所を聞かれたときにそれを紹介する程度のことしかやっていない。

北村議員：道や国の担当の方がいろいろやっていることは分かったが、テレビでは、台風災害のところに農水省や道の方が来たときに、被害を受けた農家に何一つ声を

掛けずにやっているという報道がされていた。そういったところの心遣いは、国や道だけでなく、町が率先してやっていただきたいと思う。

池守農林課長：それぞれの農家には家畜保健衛生所の方が一軒一軒説明して歩いていることは間違いない。そこに我々がついていかなかったことについては、我々が気付かなかった部分といふふうに反省している。この後、何らかの対策を考えたところでそれぞれ顔を出さなければならないと思っている。

中島議員：鳥インフルエンザが発生し、地元の町の動きは見えなかった。これは批判ではなく、当初からの流れをきちんと説明しないと、役場は何もやっていなかったと町民は思ってしまう。役場が対応するものだとして最初に思ったが、聞いてみたら国や道の責任で対応するものだとして位置づけられている。そういう話を最初から説明しないと、今みたいに不信感を持つことになる。役場は対策本部そのものに入っていないし、北海道としては初めてだから内部でも批判が出ていたという話も聞いている。対策本部に入ることができなかったが、ここに事務所なり連絡員を置いて情報の収集を行ったが、消毒や処分が先で、情報を拾えなかったというのが実態だと思う。今回は一般災害とわけが違う。北海道で初めてという部分と、もう1つは国が全部責任を持って実施するものである。このことから、町が関知できないし、経営者も一切入れてもらえないというような厳しい流れになっている。町が主体的に関われなかった流れを説明しないとますます町に対する不信感ができるので、最初からもう一度説明してほしい。

池守農林課長：今回の鳥インフルエンザが発生した時には、情報が最初に十勝家畜保健衛生所に入った後に、振興局に対策本部が設置された。その後、対策本部から町へ鳥インフルエンザへの対応に関する協力依頼があった。対策本部は振興局が設置しており、町職員は本部の委員にはなっていない。あくまでも協力してほしいという指示で動いている。農場の中に入っていく人を決めるのも振興局となっている。自衛隊への応援要請も振興局が行っている。予算も同様。埋却場所についても場所の提案は町が行うが最終的には国が指示する。今後のスケジュールも国のほうのスケジュールで決まってくるのでご理解いただきたい。町でできることは業者を紹介したり、水の手配の要請に応えること。最初のうちは、振興局の指示で、国道・道道での車両（タイヤ）の消毒作業を協力していたが、後のほうは振興局で行っている。

中島議員：確認であるが、鳥インフルエンザは国の責任で対応するのが第一原則なので、国の指示ではないのでは。また、国が地元でできることを協力依頼し、国の責任で行うことが大前提なのでは。伝染病の対応なので町が云々言える立場になく、すべてが終わった時点でゴーサインが出ない限り職員が出入りできないという理解でよいか。現状では国の責任で、道がサポートして、検査結果が出るまで一切動けないでしょう。町職員が余計な知恵をもって関係者のところへ説明をしたら逆に大変なことになる。だから、本当のところはじっとしていなければならないのでは。その間、情報を収集し言える時点で速やかに行動すればいいのでは。伝染病なので曖昧なことも言えない。そういうことで認識を改めてもらって、今話したようなことを議員はしっかり聞いて説明できるような知識をもらえれば町民の不審を少しでも払拭できるということを感じた。

池守農林課長：中島議員の言うとおりの、法定伝染病であるのであくまでそのやり方はすべて国の指示。それに基づいて町がお手伝いをするぐらいしかできない。例えば、発生農場の資金調達の方法の条件を整えることなどしか町ではできないのでご理解願いたい。

北村議員：今、中島議員が言われたことはもっともで、できることとできないことがあって、町民なり被害を受けた人なり当事者なりの気持ちに一番寄り添うのが町ではないかということをお前は言いたかっただけ。防疫作業は法律で決まっているので国が責任をもってやるのはそのとおり。それをやれといっているわけではない。そうではなく不安に思っていることやいろいろ困っていることに寄り添うのが町の役割ではないですかということをお前は言っている。そのところを受け止めていただきたい。

加来議長：北村議員、さきほど、これから対応するという答弁をもらっている。

高橋議員：単純に今実際に持っている情報を教えてほしいが、定められた時間内に殺処分作業がなぜできなかったかという条件はわかっているが、定められた時間内にできなかったことによる影響については報道もされていないし、それに対する対策についても何も話されていない。その辺のことは確認したか。

池守農林課長：できなかった理由の情報は町の方には入っていない。

高橋議員：できなかった理由を聞いているのでなくて、できなかったことによる影響について執行側で調べたりしなかったのか。

池守農林課長：していない。

高橋議員：この作業の流れの中で、疑問に思ったことについて対策本部に問い合わせたことは何かあるか。

池守農林課長：問い合わせたことはない。

鈴木議員：羽帯の埋却場所の関係でお聞きしたい。消石灰を入れて埋めたということだが、この後何年間かけてどのように管理していくのか聞きたい。

池守農林課長：確認した話によると、3年間そのまま掘り返しができないと聞いている。3年後については、鳥だけは腐食して消えているだろうとのこと。菌については、3年間で不活化すると聞いている。3年後はどのように処分しても構わないと聞いている。

鈴木議員：冬なので、臭いもたぶんないと思うし、消石灰を入れて埋めているので、来年の夏になっても臭いが出るかどうかは何とも言えない。しかし、北海道で初めてのことなので、どういう状況になるかわからないが、埋却場所の管理は道が行うことでよいか。

池守農林課長：3年間は道のほうで管理する。

鈴木議員：役場職員も管理職を中心に消毒の作業等に出ていると聞いている。一般職も出ているが、時間外手当の経費はどのようになるのか。

小笠原総務課長：職員の時間外手当については一般行政費の中で対応していく形になる。国の方から補助があるかということについては確認していない。

桜井議員：町民が野鳥の死体等を見つけた場合、どのように対応したらよいか。

池守農林課長：振興局に問い合わせるのが一番であるが、役場に問い合わせただけでは我々のほうから振興局に確認する。そのうえで、検査対象となる鳥とそうでない鳥を確認させてもらって、町民の方にお答えするという方法をとっている。

桜井議員：こういう一連の作業を見て、大変なことだという思いが町民にあると思う。伝染性のことを考えたら、鳥の死体を見つけても触ってはいけないなどの注意事項があると思う。町においては、町民に対して注意や報告をしてほしいことを喚起しないと駄目だと思うがいかがか。

池守農林課長：鳥インフルエンザが発生した12月16日の後に、新聞に折込チラシを入れさせてもらった。卵については食べても大丈夫で人間にうつらないという内容となっている。野鳥を見つけた場合の連絡先もそこに記入させていただいている。触った後は他の雑菌等もあるので手をしっかり洗って消毒していただきたい。それから落ちた死骸はできるだけ直接触れなくて、袋等に囲って処分するというをお願いしたいということを書いたと記憶している。

桜井議員：収束するまでしっかりと何回も喚起することをしていただきたいと思う。

池守農林課長：できる限り風評被害だけは避けたいと思っている。町民の方には正しい情報を周知しようと思っている。

西山議員：埋却後3年間は掘り返さないが、その後はどういう具合にすると考えているのか。そのままの状態にしておくということか。

池守農林課長：現在のところ3年後の指示はいただいている。3年後についてどうするのか確認したい。

西山議員：御影簡易水道の取水場所が埋却場所から離れていないところにある。この2、3年で腐敗してなくなると思うが、それが地下水にしみこんでその近くに行くことも考えられるので水質検査などを毎年行うことを考えているのか。

池守農林課長：埋却する段階で保健所から問い合わせが来ている。地下水の検査をするかどうかの連絡であるが、周辺1キロ以内の方で井戸水を使っている方は水質の検査をするということで了解をもらうということにしている。保健所も国からの指示を受けていると聞いている。

西山議員：1、2年ではそれほど影響が出ないと思うが、そのあとじわじわと何らかの影響が出てくると思う。その辺をきちんと道に要望して10年間ぐらいは水質検査をしてもらえるよう要望していただきたいと思う。

口田議員：つい2、3日前に、糞や卵やえさを2日間に渡って埋却場所に運んでいた。運ぶ際には事前に連絡を受けたが、ブルーシートを上には掛けて運んでいたが、シートをバタバタさせており、菌をばら撒いているのではないかという心配がある。それと1台であったがテントも落としている。振興局が行ったといえそうかもしれないが、危険物を運ぶという意識を持っていないのか、そこの辺に心配がないものかということが気になる。そこを確認のうえお墨付きをいただきたい。

池守農林課長：申し訳ないが、その辺の情報は私のところには全く入っていない。振興局にそのようなことがあったということを確認したいので、後で場所を教えてください。

口田議員：場所でなく道中すべてである。シートをバタバタしながら車を走らせている。

池守農林課長：家畜保健衛生所に問い合わせたい。

加来議長：他に質疑はあるか。

(なしの声あり)

加来議長：鳥インフルエンザの状況については終了する。

#### ・災害査定後の状況について

加来議長：2項目目の災害査定後の状況について執行側の説明を求める。

菅野建設課長：災害査定後の状況について、建設課分は2ページ目の公共土木施設災害復旧工事に関する発注年度割という形で掲載している。災害査定については、12月5日から22日までの間で行われた。箇所数については全部で37箇所となっている。災害査定申請額は1,122,169,000円、査定決定額は1,121,346,000円、差定率は99.93パーセントとなっている。平成28年度の工事発注予定は繰越分も含めて28箇所を計画している。平成29年度は6箇所を予定している。ペケレベツ川関連工事があるが、これについてはペケレベツ川の改修工事と合わせて実施することになるので今のところ年度は決定していない。これはあくまで査定金額であるので、工事の実施金額とは同じにはならないのでご承知をお願いしたい。

小林農林課参事：農林課に関する報告をする。農林課の災害査定は、11月14日から12月16日までの間で行われた。農林課では、農地の圃場と牧場の圃場、明渠排水路の3点を担当している。農地については、清水町と北海道が復旧する分として2つに分かれている。清水町分については64圃場、47.02ヘクタールの被災面積となっている。北海道分については65圃場、68.98ヘクタールを復旧していく。清水町・北海道合わせて、129圃場、116ヘクタールを実施する。査定額は清水町と北海道を合わせて、338,021千円となっている。今後の発注時期については、団体営（清水町）については、平成29年2月に全圃場を発注し、繰越明許になるが、早期の復旧に向けてやっていきたい。主に3月下旬から4月中に集中的に復旧するように考えている。団体営（清水町）については、査定前に7圃場16.54ヘクタールを復旧するというので査定前着工を実施している。道営についても平成29年2月頃に発注できる圃場についてはやるということ。査定前着工については8圃場、10.32ヘクタールを実施している。道営については、小林川やペケレベツ川、久山川、ホネオップ川のような大きな河川により大きな流亡を受けたところを北海道が集中的に担っているので、どうしても平成29年2月だけでは全部発注ができない。河川協議などが整ってから行わなければならない

いので、平成 29 年 2 月と 5 月頃の 2 回に分けて全圃場を発注したいという形で進めていこうと思っている。牧場については、農地が 13 牧区、19.57 ヘクタール、77,792 千円の補助対象額の査定を受けている。発注時期については、平成 29 年 4 月に発注し、同年 11 月頃までには復旧したいという考えである。明渠排水路については、全部清水町で直すということで団体営事業となっている。86 工区を申請している。被災箇所は 617 箇所ある。被災延長は 17,029.39 メートル。査定で補助対象となったのが 1,279,894 千円。排水路の発注方法の考え方については、排水路が直らないと農地も直らない現状もあるのでなるべく早く発注することを前提で考えている。平成 29 年 2 月に発注するものは主に農地が被害を受けている排水路線上のものを中心に発注していきたい。その他、農地が影響していないところについては平成 29 年 5 月に全部発注していきたいと考えている。かなりの工区数があるのでこの辺については検討しており、もしかすると工区が平成 30 年度にまたがるかもしれないが、極力平成 29 年度中に実施していきたいと考えている。農林課全体で査定を受けた補助対象額は 1,695,707 千円となっている。

堀水道課長：水道課は農業用水施設の関係で資料の 4 ページになる。箇所数については延べ 18 箇所、申請額は 481,287 千円、うち査定額として決定しているものが 260,495 千円、補助対象額は 252,871 千円になっている。申請額のうち査定額から落ちている分については、地区名（羽帯 3）、番号（636-14）の円山調整池の整備の関係だが、今回の査定では電気・機械施設について、査定時には高圧受電ができなかったことから動作未確認のため、今回は落とされている。新年度に入り、高圧受電ができるようになった際には計画変更によって取り込める状況で最終的にはほぼ申請額どおりの査定額となろうかと思う。また、地区名（羽帯 5）の里宮第 1 号送水幹線用水路だが、芽室川にかかっていた羽帯橋の横に、水管橋という管で水を横断しているところがあって、そちらについては一度復旧したが通水した際にさらに破損箇所が見つかった。こちらについても修繕は終わっているが、こちらは改めて計画変更で事業に取り組んでいただく予定。通水に関わって平成 28 年度の工事内容を書いてあるが、こちらについてはすべて終了している状況。このうち、例えば地区名（清水 4）の 22 千円、地区名（清水 3）の 974 千円については、今年度に行える実際の管路の復旧と土の埋め戻し、つまり凍らないまでの復旧分を施工したという状況。そちらの最終復旧は平成 29 年度に行う予定となっている。平成 30 年度にも工事内容が書かれているが、石山、円山のどちらも今現在仮設の取水施設を作っている。それらについては頭首工や漏水管路が復旧した際に撤去する経費となっている。地区名（清水 1）は仮設取水施設撤去である。円山調整池については一部電気機械施設が残るがこちらについて施工する予定となっている。地区名（旭山 1）については、査定額 889 千円に対して、本年度は 464 千円で平成 29 年度以降の計上はしていないが、こちらは実際に施工した際にこの程度の金額で済んだということ。資料にはないが、上水道の査定の関係については、今現在の情報では平成 29 年 2 月の下旬で査定が入ってくる予定なので、査定額が決定していないという状況。

加来議長：災害査定後の状況について説明を受けたが質疑等があれば受ける。

（なしの声あり）

加来議長：災害査定後の状況については終了する。

・ 寄附金・見舞金等の状況について

加来議長：3 項目目の寄附金・見舞金等の状況についての説明をお願いします。

細野保健福祉課長：資料 5 ページの平成 28 年台風 10 号に係る義援金の配分・見舞金の支給状況について説明する。1 番目の義援金については、今まで 4 回に分けて処理をしている。それぞれの区分ごとの振込み件数、被害程度、義援金の単価については、記載のとおり。合計 53 件、37,650,000 円の配分が終わっているところ。2 番目の見舞金については、それぞれの被害の程度、区分、見舞金の単価により、

合計 77 件、4,310,000 円の支給が終わっている。1 番目の義援金については、罹災証明等を発行している対象世帯のうち、15 世帯程度の申請が来ていない。秋口に直接文書で申請の案内をしたが、まだ来ていないところがあるので再度通知対象者全員に配分できるように事務を進めてまいりたいと考えている。

池守農林課長：資料 6 ページの平成 28 年台風 10 号による農業施設等見舞金の支給状況について説明する。農業用施設等に関しては全体で 9 件あり、そのうち、施設の全壊又は流出が 3 件、施設の半壊又は床上浸水が 5 件、機械の全損又は流失が 1 件で合わせて 580,000 円の支出となっている。

高金商工観光課長：資料 7 ページの平成 28 年台風 10 号による商工業者等見舞金の支給状況について説明する。施設・建物等の大規模損壊・全壊が 5 件、半壊が 2 件、浸水による設備、資材及び商品等の大量損失（破棄）が 2 件で合計 660,000 円が支出済みとなっている。今後については、新たに被災証明・罹災証明を精査し、該当する部分については支給を考えていきたい。

小笠原総務課長：資料 8 ページの台風 10 号に係り清水町に寄せられた寄附金・義援金等の額及び件数について説明する。寄附金については 806 件で 59,279,327 円、うち、ふるさと納税分については 11,302,412 円、残りが各種口座や窓口届けられた金額である。義援金については、440 件、37,624,307 円となっている。合計で 96,903,634 円、1,246 件の方々から温かい寄附等をいただいている

加来議長：ただいま、寄附金・見舞金等の状況について説明があったが質疑等があれば受ける。

（なしの声あり）

加来議長：寄附金・見舞金等の状況については終了する。

#### ・町長の表明について

加来議長：最後の項目である町長の表明について町長より願います。

高薄町長：全員協議会において、鳥インフルエンザの件でご質問をいただいている中で、担当課で検討するということであるが、私から若干述べさせていただく。ただいまご心配をいただいている件については、北海道へは来月行くので要望して、実現できるものは早急にさせていただきたいと思っている。昨日、振興局にその旨お話しているが、町民の皆さんの不安は大きなものがあり、まだまだ立ち直るまでには至っていない。経済的には町内の循環が停滞していることもお話をしており、何らかの手当てということで話をしたい。特別交付税も北海道で一番の交付をいただいたが、3 月までに若干の上積みのお願いをしているところ。このような大災害に加えて追い討ちをかけて鳥インフルエンザということで非常に混迷をした 1 年である。さらに農作物の状況が良くなく推移してしまったということで、農商、一般も含めて、悲痛な思いの 1 年に終わった。何とかこのまま平穏な年を過ごしていきたいという思いを強く持っているところ。したがって、先ほどの道路について、災害査定後の状況で最大の努力をしていただき、基線道路も一応工事を完了しておりますが、ただちに通行をさせたいという思いも強かったが、万が一のことになっては相成らんということで、最終的に 1 月に開通するという考えをもったところ。1 月 6 日ぐらいに町民の皆さんにお知らせし、その後 10 日前後に検査をして開通していきたいと考える次第である。以上、全般的なお話をさせていただいた。なお、台風災害に対する寄附金等も入っているが、鳥インフルエンザの見舞いと台風は違うので分けて考えないと寄附者の意向にそわないことになるので、年明けに検討させていただきたいと思う次第である。

そこで、私の表明であるが、端的に申し上げると今期を持って、引退をさせていただきたい。新たな体制でこの町の復旧・復興、生活の安全を重点的に、これに加えて農業問題で揺れ動く中での災害であるので、今後の新しい農業行政をしっかりとしていく礎を築くのが来年の年になるのではと思う。これまで築いてきた多くの課題をこのまま衰退させることなく実行していくために、新しい中での再



出発の年にしていただけるような形に作り上げていくことが私の課せられた役目でないかと思うところ。町民の皆さんにはこれまで長い間にわたりご支援いただき、また、議会で論議をしながらご理解をいただきながら、果たすべき役割をほぼ達成できたと思うところ。そういった意味で感謝に堪えない次第である。当初早くからこのことを考えていたが、災害で一気にそれらを考えられなくなったのも事実である。そういった中で、最後の鳥インフルエンザまで右往左往しながらきましたが、今度はこれまでの検証を生かしていただき、当然残された任期を、復興・復旧に向けての、また更に政策予算を抜いた継続したものを実行する骨格予算を組みながら任期まで努力を重ねていきたいと思っている。残された任期であるが、皆様には絶大なるご支援ご協力を切にお願い申し上げるところ。以上、簡単であるが、4つ目のお話とさせていただきたいと思う次第である。ありがとうございました。

加来議長：ただいまの説明に質疑等があれば受ける。

口田議員：ただいま町長から次期はないという説明があった。16年の非常に長い間、我々清水町のためにご尽力をいただき誠にありがとうございました。感謝を申し上げます。まだ任期があるので最後までよろしく願います。そこで、1つ確認させていただきたいが、先日の定例会での私の一般質問の中で、町長の進退についてお伺いした。その時には進退を明らかにされなかったがその答弁の中で、年末あるいは年明け早々の臨時会で表明するという約束をいただいた。本日、正式に表明を出されたのでそれがその答えというふうに受け止めてよろしいか確認する。

高薄町長：そのとおり。

加来議長：他に質疑はないか。

(なしの声あり)

加来議長：この件については終了する。最後に町長のほうからもう一言ご挨拶をいただく。

高薄町長：年末に全員協議会を開催していただき誠にありがとうございます。前段に申し上げたが、予算等の議案がまだできかねている状況であったので臨時会を開くことができなかったということで大変申し訳ない次第である。加えて、1月からこの大雪を含めて、予算も順調にいかない状況になるかと思う。その切はぜひご理解いただきたいと思う次第である。最後になるが、あと数日になるが、事故なく、皆様方家族おそろいでよき年を迎えていただきたい。今年は鳥インフルエンザで終わったが、これ以上のことはなく来年はよき鳥の年になってほしいという願いで一杯である。ありがとうございました。

加来議長：執行側には退席いただく。

【休憩 11:14】

(執行側退席)

【再開 11:14】

## 議件2 その他

加来議長：その他として、事務局から連絡があるので説明をお願いします。

佐藤局長：1月の予定について現状分かっていることを報告する。先ほど、災害査定後の状況の説明があったが、臨時議会は1月16日(月)に予定している。臨時会終了後に議会運営委員会を開催し、2月発行の議会だよりの協議をしていただきたいと思う。それから、1月26日に現在の常任委員会・議会運営委員会の任期が満了になり、委員会構成換えの臨時会については1月27日(金)を予定している。

加来議長：暮れのお忙しい時に急遽お集まりいただきありがとうございました。これで全員協議会を終了する。